

I. 基本診療料の施設基準等

・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準

・ 電子的診療情報連携体制整備加算3

・ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算2

・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料

・ 歯科外来診療医療安全対策加算2

・ 歯科外来診療感染対策加算4

・ 継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

・ 一般病棟入院基本料

・ 急性期総合体制加算4

・ 救急医療管理加算

・ 超急性期脳卒中加算

・ 診療録管理体制加算1

・ 医師事務作業補助体制加算1

・ 急性期看護補助体制加算

・ 看護職員夜間配置加算

・ 療養環境加算

・ 重症者等療養環境特別加算

・ 無菌治療室管理加算1

・ 緩和ケア診療加算

・ 栄養サポートチーム加算

・ 医療安全対策加算1

・ 感染対策向上加算1

・ 患者サポート体制充実加算

・ 報告書管理体制加算

・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

・ ハイリスク妊娠管理加算

・ ハイリスク分娩管理加算

・ 呼吸ケアチーム加算

・ 術後疼痛管理チーム加算

・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1

・ バイオ後続品使用体制加算

・ 病棟薬剤業務実施加算1

・ 病棟薬剤業務実施加算3

・ データ提出加算

・ 入退院支援加算

・ 認知症ケア加算

・ せん妄ハイリスク患者ケア加算

・ 排尿自立支援加算

・ 地域医療体制確保加算1

・ 救命救急入院料2

・ 特定集中治療室管理料2

・ 小児入院医療管理料4

「基本診療料」には、初診料・再診料及び入院料等があり、基本的な診療行為の費用が含まれたものです。

II. 特掲診療料の施設基準等

・ 外来栄養食事指導料の注2に規定する基準

・ 外来栄養食事指導料の注3に規定する基準

・ がん性疼痛緩和指導管理料

・ がん患者指導管理料Ⅰ

・ がん患者指導管理料Ⅱ

・ がん患者指導管理料Ⅲ

・ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料

・ 婦人科特定疾患治療管理料

・ 一般不妊治療管理料

・ 二次性骨折予防継続管理料1

・ 地域連携小児夜間・休日診療料の注2、地域連携夜間・休日診療料の注2及び救急外来医学管理料の注7に規定する院内トリアージ実施体制加算

・ 救急外来医学管理料1及び同注3に規定する救急外来緊急検査対応加算1

・ 外来放射線照射診療料

・ 外来腫瘍化学療法診療料1

・ 連携充実加算

・ 心不全再入院予防継続管理料1及び2

・ 遺伝性疾患療養指導管理料の注1から注3までに規定する施設基準

・ 開放型病院共同指導料

・ 肝炎インターフェロン治療計画料

・ 外来排尿自立指導料

・ 薬剤管理指導料

・ 地域連携診療計画加算

・ 医療機器安全管理料1

・ 医療機器安全管理料2

・ 医療機器安全管理料(歯科)

・ 歯科治療時医療管理料

・ 救急患者連携搬送料

・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2

・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

・ BRCA1/2遺伝子検査

・ HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)

・ 検体検査管理加算(Ⅰ)

・ 検体検査管理加算(Ⅳ)

・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト

・ 胎児心エコー法

・ ヘッドアップティルト試験

・ 神経学的検査

・ 小児食物アレルギー負荷検査

・ 前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)

・ CT透視下気管支鏡検査加算

・ 精密触覚機能検査

・ 画像診断管理加算1

・ 画像診断管理加算2

・ 遠隔画像診断

・ ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。)

・ ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。)

・ CT撮影及びMRI撮影

・ 冠動脈CT撮影加算

・ 血流予備量比コンピューター断層撮影解析

・ 外傷全身CT加算

・ 心臓MRI撮影加算

・ 乳房MRI撮影加算

・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算

・ 外来化学療法加算1

・ 無菌製剤処理料

・ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)

・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)

・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)

・ がん患者リハビリテーション料

・ 歯科口腔リハビリテーション料2

・ 静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)導入期加算1

・ ストーマ合併症加算

・ 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算

・ CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー

・ 歯科技工加算1及び2

・ 組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合(内視鏡下によるものを含む。))に限る。)

・ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算

・ 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)

・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術

「特掲診療料」は、特殊な診療行為に対しての費用です。基本診療料が基本的な医療行為及び診療行為に対しての費用であるのに対し、基本診療料として一括で支払うことが妥当でない診療行為に対して個別な評価がなされているものです。

III. 入院時食事療養費

・ 入院時食事療養(Ⅰ)「管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」

・ 特別食(病状等に対応した食事)の提供

・ 食堂における食事提供

202608